

平成19年(昭和82年)7月31日(火)

東海の古代

第 85号 編集・発行 古田史学の会・東海

代表 林 俊彦 〒461-0025 名古屋市東区徳川1-729

ホームページ: (「古田史学」で検索しても見つかります)

<http://geocities.jp/furutashigaku-tokai>

メール: frrttokai@zm.commuja.jp

電話/FAX(カラー可) 052(936)5012

郵便振替 00870-5-30752

7月例会ははるばる米原市から女性の新参加者を得て、他にも久しぶりの参加者が多く、楽しく時を過ごせました。

美濃古代への旅

昨年は飛鳥の地へ、一昨年は伊勢神宮へと夏の日帰り旅行は東海の会の恒例企画となりました。今年も下記のように実施します。

竹内さんがワゴン車を提供され運転も引き受けていただけます。

また雨天でも決行しますが、状況により経路の変更があります。

実施日: 8月19日(日) 午前9時30分集合

集合場所:

名鉄「新岐阜」駅エスカレーター下ポポロ広場

順路予定(当日までにさらに改良):

①岐阜市内で: 金神社→伊奈波神社…→正法寺(カゴ大仏)…→岐阜市歴史博物館…→常在寺…→川原町(和田家文書の紙)

②大垣に移って: 南宮大社→美濃国府跡→八重垣神社→美濃国分寺跡→大垣市歴史民俗資料館→昼飯大塚古墳→願成寺西墳之越古墳群→亀山古墳→北山古墳→野古墳群→来振寺

解散予定: 午後5時〇〇分、名鉄新岐阜駅前

参加費用: 1千円(各施設入場料、駐車料、ガソリン代等にあてます)

参加希望者へ:

1) この企画に参加を希望される方は事前に当方へご連絡ください。

2) 7月例会で既に参加を表明された方も当日までに再度確認の連絡を願います。

3) 去年の飛鳥巡りは大変な猛暑に参りました。暑さ対策は万全に願います。

七夕とお盆

旅行を実施する日の8月19日ですが、旧暦では七月七日にあたります。従って8月27日が旧暦七月十五日になります。旧暦では七夕とお盆は近接する一連の生活行事でした。

明治政府が新暦への切り替えを強制した結果、お盆の季節感を守るため片方だけ新暦の8月15日に移動し、七夕は語感から?新暦でも7月7日とされました。今や二つはまったく無関係な行事となっています。また七夕の行事が全国一律のようになったのは明治以降の画一的な学校教育の結果であり、江戸時代までは各地で多種多様なものでした。

またお盆の8月15日は「終戦記念日」とされるようになりました。しかし本当に「終戦記念日」は8月15日なのでしょうか。

日本政府がポツダム宣言を受諾し降伏することを連合国に伝えたのは8月10日でした。天皇が降伏の詔勅を発したのは8月14日でした。全軍に武装解除が指示されたのは8月16日でした。戦艦ミズーリの艦上で降伏文書に調印したのは9月2日でした。8月15日にあったのはあのラジオ放送だけです。

昭和天皇にとっては「終戦の日」だったかも知れませんが、日本国民にとってはどうでしょうか。家族が戦場から復員兵として帰ったのはいつでしたか。遺骨となって戻ったのはいつでしたか。海外に取り残された家族が辛苦の果てに故郷へ帰り着いたのはいつでしたか。

わずかな日付の差を問題にするな、と思われるのでしょうか。「邪馬壹国」と「邪馬台国」の間にはわずかな字句の違いしかありませんが、その違いにこだわるのが大きな歴史学の前進につながっています。そんなふうにして話題を提供します。

9月例会に参加を

日程：9月9日(日)午後1時半～5時

場所：名古屋市市政資料館第1集会室

名古屋市東区白壁1の3(名古屋拘置所南)

地下鉄名城線「市役所」下車、東へ徒歩8分

名鉄瀬戸線「東大手」下車、南へ徒歩5分

市バス「市政資料館南」下車、北へ徒歩5分

〃 「清水口」下車、南西へ徒歩8分

〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

一応、駐車場有(無料)12台収容

南隣にウィルあいち(愛知県女性総合センタ

ー)ノ地下駐車場30分170円

参加費：500円(維持会員は無料)

今後の予定

10月例会：10月14日(日)

11月例会：11月11日(日)

例会は原則として毎月第2日曜日です。会場は当分資料館で固定するつもりです。ただし予約の都合により部屋が変わる場合があります。よく確認してからお出かけください。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻早退もかまいません。

例会の場での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合はなるべく16部用意願います。

「王の姓」再考

「東海の古代」79号でも取り上げたのですが、日本書紀には正月の行事をめぐって奇妙な一節があります。

八年の春正月の壬午の朔……戊子(七日)に、詔して曰はく、「凡そ正月の節に當りて、諸王・諸臣及び百寮は、兄、姉より以上の親及び己が氏長を除きて、以外は拜むこと莫。其の諸王は、母と雖も、王の姓に非ずは拜むこと莫。凡そ諸臣は、亦卑母を拜むこと莫。正月の節に非ずと雖も、復此に准へ。若し犯す者有らば、事に随ひて罪せむ」とのたまふ。(天武紀)

この勅に言う「王の姓」についていささか考えることができます。

十四世紀に成立した「宋史」では雍熙元年(984)に日本国の僧奝然が本国の職員令・年代記をもたらしたことを記録していますが、その

中で「国王は王を以て姓と為す」と記しています。しかし古田先生はこれを中国側の誤認であろうとしています(「失われた九州王朝」)。私もそう思います。

近畿天皇家には「姓」そのものがないのが常識です。一方中国側では「王が姓を持つ」ことが常識でしょう。「姓」と言えばカバネと読ませたがる学者が多いのですが、カバネは家臣の立場の者に与えられる倭語です。しかし中国語としての「姓」は王朝の天子でも持つものです。ではこの天武紀のいう「王の姓」とは何でしょう。

下記はあまりに有名な文章です。

国皆王を称し、世世伝統す。その大倭の王は邪馬臺国に居す。(後漢書倭伝)

古田先生は、皆さんご承知のように、この記事に対し「三世紀は邪馬壹国、五世紀は邪馬台国」と評価されていますが、するとこの記事は、五世紀の倭国には数多くの「王」が存在し世襲を重ねていたことも証言していることになります。「王と称し世世伝統」すれば、明らかに「王の姓」でしょう。続く六世紀の末の用語で「王の姓」という時、一連のものとして理解するのは当然でしょう。

冒頭の天武紀の勅は実は九州王朝の側で出されたものではないでしょうか。実態が違ってきているからこそ出されたのではないのでしょうか。滅びゆく王朝の滅びゆく権威を守ろうとして出された勅と思われるのです。

なお「王の姓」には、日本書紀では正体不明な「伊勢王」とか「軍王」なども入ると考えています。根拠不十分ですが。